



許可番号 08246051241号

産業廃棄物処分業許可証

住所 鹿児島市西伊敷七丁目34番12号
氏名 株式会社 フタマタ開発
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 二俣 剛



この許可証の写しは契約用にご使用できません
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。 第14条の2第1項

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



許可の年月日 令和 6年10月28日
許可の有効年月日 令和13年10月27日

1. 事業の範囲

事業の区分

(1) 最終処分（安定型埋立処分）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上5種類については、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）、鉱さい（環境大臣が指定する安定型産業廃棄物であるものに限る。）、以上6種類

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの及び自動車等破砕物であるものを除く。）

(2) 中間処理（焼却）

産業廃棄物の種類

木くず、紙くず、繊維くず、以上3種類

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 中間処理（破砕）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くず、以上8種類

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(4) 中間処理（選別）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くず、以上8種類

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（裏面につづく）

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合したと認められたことを示すものです。

(5) 中間処理 (圧縮)

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、がれき類、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くず、以上8種類
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 安定型最終処分場

設置場所: 鹿児島市川上町3571番地外38筆
設置年月日: 平成28年7月28日
埋立面積: 67,130㎡
埋立容量: 437,358㎥
許可年月日: 平成27年4月16日
許可番号: 廃指第15号

(2) 破碎施設

① がれき類の破碎施設

【PE-600×900 コンクリートリサイクルプラント】

設置場所: 鹿児島市岡之原町3270番外
設置年月日: 平成13年1月15日
処理能力: 200t/日
許可年月日: 平成13年2月1日 (みなし許可)

② 廃石膏ボードの破碎施設

【シンクス株式会社製 PM3-600】

設置場所: 鹿児島市川上町3640番1
設置年月日: 平成16年10月4日
処理能力: 3t/日

③ 木くずの移動式破碎施設

【株式会社 小松製作所製 BR200T-2】

設置場所: 鹿児島市川上町3615番1の一部、3616番の一部、
3625番1の一部、3636番1の一部、3637番
の一部、3638番の一部
設置年月日: 令和6年9月10日
処理能力: 382.8t/日
許可年月日: 令和6年9月3日
許可番号: 廃指第194号

④ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの移動式 (現場及び最終処分場内を含む) 破碎施設

【ARJES製 IMPAKTOR250】

設置場所: 鹿児島市川上町3615番1の一部、3616番の一部、
3625番1の一部、3636番1の一部、3637番
の一部、3638番の一部 (駐機場)

設置年月日: 令和3年9月22日
処理能力: 廃プラスチック類 56.72t/日
紙くず 72.04t/日
木くず 76.45t/日
ゴムくず 57.48t/日
金属くず 85.09t/日
がれき類 92.97t/日
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 92.81t/日

(2枚目につづく)

許可年月日：令和3年9月8日

許可番号：廃指第194号

- ⑤ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くずの破碎施設

【FORREC製 FR-5000】

設置場所：鹿児島市川上町3620番、3625番1

設置年月日：令和6年3月15日

処理能力：廃プラスチック類	192.80 t/日
紙くず	188.88 t/日
木くず	303.04 t/日
ゴムくず	163.76 t/日
金属くず	266.88 t/日
がれき類	349.52 t/日
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	393.60 t/日
繊維くず	94.48 t/日

許可年月日：令和3年2月26日

許可番号：廃指第348号

- ⑥ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くずの破碎施設

【(株)御池鐵工所製 MHM-200R】

設置場所：鹿児島市川上町3620番、3625番1

設置年月日：令和6年3月15日

処理能力：廃プラスチック類	68.40 t/日
紙くず	58.63 t/日
木くず	107.49 t/日
ゴムくず	101.60 t/日
金属くず	220.80 t/日
がれき類	289.20 t/日
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	195.40 t/日
繊維くず	23.50 t/日

許可年月日：令和3年2月26日

許可番号：廃指第349号

(3) 焼却施設

【株式会社岩澤組製マジッククリーン200型】

設置場所：鹿児島市川上町3640番1

設置年月日：平成16年10月4日

処理能力：1.556 t/日

(4) 選別施設

【株式会社リョーシン製複合選別ライン】

設置場所：鹿児島市川上町3620番、3625番1

設置年月日：令和6年3月14日

処理能力：120.96 t/日

(5) 圧縮施設

【(株)アイケーシー製S-PB1010-60】

設置場所：鹿児島市川上町3620番、3625番1

設置年月日：令和8年3月5日

(裏面につづく)

処理能力：廃プラスチック類	140.0t/日
紙くず	120.0t/日
木くず	220.0t/日
ゴムくず	207.2t/日
金属くず	451.2t/日
がれき類	591.2t/日
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	400.0t/日
繊維くず	47.2t/日

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年10月28日	更新許可
平成13年 1月30日	変更許可（中間処理（破碎）の追加）
平成14年10月21日	更新許可
平成16年10月12日	変更許可（中間処理（破碎）の取扱品目の追加：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）、木くず以上3種類及び中間処理（焼却）の追加）
平成19年12月12日	更新許可
平成23年 6月27日	変更届（安定型最終処分場の面積及び容量の変更）
平成24年 2月 2日	変更届（木くずの破碎施設の追加）
平成24年 9月28日	変更届（代表取締役の変更）
平成24年11月30日	更新許可
平成28年 3月25日	変更届（破碎施設の廃止及び追加）
平成28年 3月29日	変更許可（中間処理（破碎）の取扱品目の追加：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、以上3種類の追加）
平成28年 8月 1日	変更届（最終処分場（安定型埋立処分）の終了及び追加）
平成29年12月19日	更新許可
平成29年12月19日	優良認定
令和 2年10月13日	変更届（移動式破碎施設の廃止）
令和 3年 3月 3日	変更届（移動式破碎施設の設置場所の変更）
令和 3年 9月24日	変更届（移動式破碎施設の一部休止及び追加）
令和 6年 3月18日	変更届（破碎施設⑤⑥の追加）
令和 6年 3月27日	変更許可（中間処理（破碎）の取扱品目の追加：繊維くず以上1種類及び中間処理（選別）の追加）
令和 6年 9月11日	変更届（破碎施設③の入替え）
令和 7年 2月14日	更新許可
令和 7年 2月14日	優良認定
令和 7年 3月27日	変更届（安定型最終処分場の休止及び追加）
令和 7年 6月10日	変更届（安定型最終処分場の休止及び再開）
令和 8年 2月 9日	変更届（破碎施設の廃止）
令和 8年 3月10日	変更許可（中間処理（圧縮）の追加）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有り（産業廃棄物処分業 鹿児島市 許可番号 08246051241号
令和7年2月14日付 更新許可）